

第 1 2 回庄内川・木曽川圏域水防災協議会 (オンライン開催)

日時：令和 7 年 5 月 2 3 日（金）14：30～

次 第

1 挨拶

2 議事

- (1) 庄内川・木曽川圏域水防災協議会規約の一部変更について（資料 1）
- (2) 2024 年の気象概況について（資料 2）
- (3) 出水期における体制の確認について（資料 3）
- (4) 庄内川・木曽川圏域の取組方針について（資料 4）
- (5) 取組方針フォローアップの報告について（資料 5）
- (6) 関係自治体による取組施策実施内容の報告について（資料 6）
- (7) 今後のスケジュールについて（資料 7）

3 閉会

〈配付資料〉

- 資料 1 : 庄内川・木曽川圏域水防災協議会規約変更案
- 資料 2 : 2024 年（令和 6 年）の愛知県の天候
- 資料 3 : 出水期における体制の確認
- 資料 4 : 庄内川・木曽川圏域取組方針
- 資料 5 : 取組方針のフォローアップの報告
- 資料 6 : 関係自治体による取組施策実施内容の報告
- 資料 7 : 今後のスケジュール

参考資料 : ケーブルテレビ会社と協働した河川防災情報の発信

庄内川・木曽川圏域水防災協議会について

庄内川・木曽川圏域の県管理河川を対象として、地域の特徴と課題を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、愛知県尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合、愛知県（防災安全局災害対策課、建設局河川課、尾張建設事務所、一宮建設事務所、海部建設事務所、知多建設事務所）、名古屋地方気象台、国土交通省中部地方整備局（木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、庄内川河川事務所）が参画し、平成２９年２月に「庄内川・木曽川圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動や河川整備等のハード・ソフト対策に各構成機関が計画的・一体的に取り組むこととし、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会の再構築」を目標としている。

本協議会の各構成機関は、連携して防災・減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況のフォローアップを行う。